

1. 案件名

国名：タンザニア国

案件名：和名：よりよい農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ2

英名：Project for Strengthening the Backstopping Capacities for the DADP Planning and Implementation under the ASDP Phase II

2. 事業の背景と必要性**(1) 当該国における農業セクターの現状と課題**

タンザニア連合共和国(以下、「タンザニア」という。)において、農業セクターはGDPの約4分の1及び総輸出額の2割程度を占め、全人口の約4分の3が農村地域に居住し、その8割以上が従事する重要なセクターである。タンザニアは比較的豊富な水資源を有しているが、灌漑面積は灌漑ポテンシャル(2,940万ha)の約1%強(2010年:35万ha)にとどまっており、現在も天水依存型の自給自足的農業(主要作物:メイズ・コメ)が主流を占め、生産性の低い不安定な農業生産が行われている。

第3次貧困削減戦略である「成長と貧困削減のための国家戦略(National Strategy for Growth and Reduction of Poverty II(スワヒリ語で「MKUKUTA II」))」(2010/11年度から5年間)では、経済成長と貧困削減を目標に包括的な取り組みを推進している。その中で農業セクターは、貧困層の所得向上、農村地域での成長促進への潜在力、輸出潜在力の強化等の観点から成長牽引の中心であるとともに、包括的、持続的かつ雇用を促進しつつ成長と貧困の削減に貢献するセクターと位置付けられている。具体的な取り組みとしては、天水依存型農業からの脱却に向けた灌漑開発や農村道路への支援等のインフラ開発、民間セクターの参画を通じた農業の近代化及び商業化(小・中・大規模とも)を重視し、優先課題として、①インフラ整備、②灌漑インフラ整備、③農村金融・普及サービスの強化、④投資促進のためのインセンティブ、⑤知識・知見と情報の共有、⑥加工・付加価値化の推進、⑦農産物の輸出入の促進の7分野を挙げている。これらを通じて、2009年に2.7%にとどまった農業セクターの成長率を2015年に6.0%に上げる数値目標を掲げている。

タンザニアにおいては、高い経済成長率(過去10年で平均6-7%台)にも関わらず、農村地域での貧困率の改善が進んでいない(2001年の38.7%から2007年の37.4%)。また、「農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development

Programme:ASDP)」（2006年～2013年）では、農業セクターにおける民間投資促進のための環境整備を重要な取り組みの一つに掲げていたが、顕著な進捗がみられない。こうした背景の下、政府・ドナーによる ASDP の下で実施される「県農業開発計画(District Agricultural Development Plan:DADP)」を通じた農業開発、さらには農業の商業化を推進していくことが課題となっている。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

タンザニアにおいては1990年代後半よりセクター全体の開発を政府・ドナー間で協調して進めるセクター・ワイド・アプローチ(Sector Wide Approaches: SWAp)の議論が加速し、2000年に農業セクターにおいてもSWAp導入の方向性が決定した。その後、2001年に今後の農業セクターの方向性をまとめた「農業セクター開発戦略(Agricultural Sector Development Strategy: ASDS)」を、2003年に農業セクターリード省庁(Agricultural Sector Lead Ministries:ASLMs)によるASDSの実施枠組みである「農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development Programme:ASDP)」（2006年～2013年）を策定した。さらに、ASDPバスケット・ファンドに係る制度設計、ASDPの実施体制の確立等を行い、タンザニア政府及び日本政府を含む支援ドナーによるASDPバスケット・ファンド設立に係るMoU署名(2006年6月)を経て、2006年7月よりASDPを開始した。

ASDPは、農業の生産性・収益性向上、農家所得の向上の実現に向けて、農家が農業知識や技術、市場制度、インフラなどを活用できるようにすること、また、そのための政策・制度環境を改善することを目指す7年間のプログラム(2006年～2013年)である。その達成に向けて、①農家のキャパシティ向上(慢性的な食料不足に陥っている人々を含む)、②農家のニーズに合った官民による農業サービス(研究・普及)への転換、③公的なインフラ投資の質・量の両面での改善、④マーケティングの改善、の4つを相互補完的な取り組みの柱としている。

地方分権化の流れに沿い、ASDPバスケット・ファンドの75%は毎年各県(計133県)が策定する「県農業開発計画(District Agricultural Development Plan:DADP)」に沿った開発予算に配分され、残りの20%は中央のASLMsへ、5%はHIV/AIDS、環境などの横断的な事項へ配分されている。

JICAは2009年3月から2012年3月まで技術協力プロジェクト「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクト」(以下、フェーズ1プロジェクト)を実施し、ASDPの枠組みの下で中央レベルのDADP計画・実施作業部会並びに首相府地方自治庁(PMO-RALG)農業ユニットを実務レベルのカウンターパートに据え、DADPのフォーマット、ガイドラインなどの策定及び改善、さらには予算執行状況や事業の進捗管理をモニタリングしていくこと等の課題に対処し、全県におけるDADP業務の定着とその質的な向上及びそれらに係る中央・地方政府関係者の

能力強化を支援した。しかしながら、DADPにおいて中長期的な計画立案や重点作物にかかるバリューチェーンに沿った投入などの戦略性を高めること、ASDP 予算だけに依存するのではなく、他の政府機関のリソースを活用したり、民間セクター（NGOを含む）を巻き込んだ DADP 個別事業（契約栽培など）を実施するなど包括的な開発計画とすることがフェーズ 1 プロジェクトの後半頃から課題として認識されてきた。こうした背景を踏まえて、本事業は、DADP の更なる戦略性、包括性の向上、民間セクターの巻き込みなどの観点からの一層の強化を図り、農村経済の成長促進を支援するものである。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は、対タンザニア国別援助計画（現在、国別援助方針を策定中）において「安定的な経済成長と貧困削減の好循環の形成・促進」を上位目標と位置づけ、農村人口の8割以上の生計を支え成長と貧困削減の両面に深く関わる農業セクターを重点分野の1つとして支援することとしている。JICA は、協力プログラム「ASDP 推進支援プログラム」を通じてタンザニア国政府による ASDP の効果的な実施と持続性の高い農業セクターの開発を支援している。具体的には、フェーズ1プロジェクトのほか、ASDP バスケットファンド設立当初から一貫して財政支援（貧困削減戦略支援無償）を行うとともに、ASDP のモニタリング・評価を支援する「ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクト」（技プロ：フェーズ1（2008 年～2011 年）及びフェーズ2（2011 年～2015 年））を実施し、ASDP の実施枠組みの強化を支援している。本事業は、本協力プログラムに位置付けられるものである。

(4) 他の援助機関の対応

ASDP は上述のとおりタンザニア農業セクター開発の「羅針盤」と言えるものである。ASDP バスケット・ファンドへの拠出ドナーは日本（JICA）を含む5機関（世銀、アフリカ開発銀行、IFAD、アイルランド、日本）であるが、これらドナーによるバスケット・ファンドの外で実施されるプロジェクトベースの事業を含めて、バスケット・ファンドへの拠出を行っていない FAO、EU、USAID 等の農業セクターを支援するドナーを巻き込んで、ドナーが一体となって政府が行う農業開発を支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、パイロット県におけるパイロット事業の実施を通じて、DADP（県農業開発計画）計画・実施作業部会を中心とする中央政府による全国の地方自治体（県）への支援能力を強化することにより、タンザニア全県における民間セクター巻き込みの強化を通じた戦略的な DADP の計画策定・実施を図り、もって、全国にお

ける農業生産性、収益性、農家所得の向上に寄与するものである。なお、本事業は協力プログラム「ASDP 推進支援プログラム」において ASDP の実施枠組みづくりに対する支援として位置付けられる。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

タンザニア本土(全 133 県)

パイロット事業については、当初、3県(各県において1個の事業)で開始する。但し、その実施状況に応じて、7つのアグロ・エコロジカル・ゾーンを考慮して最大7県まで拡大することを検討する。パイロット県は、選定基準設定を含めて活動 2-1 で選定する。

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

DADP 計画・実施作業部会(11 名)

ナショナル・ファシリテーション・チーム(NFT) (15 名)

首相府地方自治庁セクター調整局農業セクターユニット職員(5 名)

州の農業担当官(州:5 名程度×21 州)

地方自治体の担当官(県(県農業畜産開発事務所(DALDO)職員):5 名程度×133 県)

DADP 計画・実施作業部会:ASLMs 職員から構成され、DADP ガイドラインや各種様式の改定などの DADP 枠組みを定め、DADP 実施を統括している。

ナショナル・ファシリテーション・チーム(NFT):ASLMs 職員から構成されるチーム(上記作業部会メンバーと一部重複)で、ガイドライン等にしながら、各州・県に対する直接的な支援活動を行っている。

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2012 年 8 月～2016 年 6 月を予定(計 47 ヶ月)

(5) 総事業費(日本側)

約 5.2 億円

(6) 相手国側実施機関

農業・食料保障・協同組合省政策計画局、

ASLMs(農業・食料保障・協同組合省、畜産漁業開発省、産業貿易省、首相府地方自治庁)、

DADP 計画・実施作業部会

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

①専門家派遣

総括/農業開発計画、民間セクター振興支援、研修計画・調整、プロジェクト管理/モニタリング、農民組織支援、業務調整等

②機材供与

自動車、PC、プリンター、コピー機等

③カウンターパート研修

地方農村振興(5名×1ヶ月/各年程度)

④在外事業強化費

国内出張旅費、各種セミナー・ワークショップの開催に係る一部経費、パイロット事業に係る一部経費等

2)タンザニア国側

①人員の配置

- ・ASLMs 関係局長
- ・DADP 計画・実施作業部会メンバー(ASLMs の関係職員)
- ・ナショナル・ファシリテーション・チーム(NFT)

②専門家のための執務スペース:農業省政策計画局内

③ローカルコスト負担

研修実施に必要な政府側職員(中央及び地方レベル)の旅費、燃料費等プロジェクト活動に必要な費用に関し、ASDP バスケット・ファンドから必要な予算を確保する。

(8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類:C

②カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)ジェンダー・平等推進/平和構築・貧困削減

- ・本事業は、ジェンダー・平等推進/平和構築に対して負の影響を与えることは想定されない。

3)その他:特になし。

(9)関連する援助活動

1)我が国の援助活動

- ・ASDP の実施枠組みづくりに対する他の支援として、わが国は ASDP バスケット・ファンドの開始時(2006/07年度)から一貫してバスケット・ファンドへの資金

協力をを行い、ASDP バスケット・ファンド・ステアリング・コミッティ等の場を通じて、他ドナーとともに、タンザニア政府と政策レベルでの協議を行っている。

- ・また、ASLMsにより構成されるASDP モニタリング・評価作業部会の能力強化を通じて、村・郡から県、州を経て中央政府に至る農業データの報告制度 (Agricultural Routine Data System: ARDS)の全国展開を目指す「ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ2」(技プロ)を実施中である。
- ・更に、こうした ASDP の枠組みの下、CARD/NRDS(アフリカ稲作振興のための共同体/国家コメ開発戦略)に基づくコメ生産倍増に向けた「コメ生産能力強化協力プログラム」における技術協力として、灌漑開発(施設建設・リハビリ・維持管理)や灌漑農業技術普及(主に灌漑稲作)を支援する技プロ(2件)を実施中である。これらの灌漑開発、稲作に係る研修等は各県が DADP の中で計画・実施することになっており、本事業は、各県によるDADP策定・実施を支援することにより、これら案件とともにASDPの目標である農業生産性、農家所得の向上に貢献するものである。

2) 他ドナー等の援助活動

- ・EU、NORAD(ノルウェー)等のドナーが、Agriculture Council of Tanzania(ACT)を通じて、特定のターゲット作物についてバリューチェーン強化の観点から県レベルでの作物投資計画の立案・実施を支援する「Commodity Investment Plan (CIP)」を25のパイロット県で展開している。こうしたバリューチェーン強化の考え方は、既にDADP策定にも反映されている。
- ・ASDPを通じた支援以外にDADPに対する直接的な支援は行われていないが、官民連携による農業開発推進にかかる国家レベルのイニシアティブであるSAGCOT(タンザニア南部農業成長回廊)が立ち上げられつつあるほか、DADPの中身となる灌漑開発支援(USAID)、マーケティング支援(AfDBとIFADによるMIVRAF)などがプロジェクトベースで行われており、適宜連携を図ることを想定している。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標:

より高い農業生産性、収益性、農家所得が達成される。

<指標>(注1)

DADP 個別事業の XX%が生産性、収益性及び農家所得の観点から、その個別事業

の目標を達成する(タンザニア全国の各県)。(注 2)

2)プロジェクト目標:

地方自治体(県)が戦略的な DADP を効果的に策定し、実施する。

<指標>

プロジェクト終了までに、

1. DADP 質的評価において、DADP の XX%が戦略性、包括性及び民間セクター参画に関して YY 点以上の得点を得る(タンザニア全国の各県)。
2. 民間セクターの参画が盛り込まれた上で承認・実施される DADP 個別事業が XX%増加する(タンザニア全国の各県)。

DADP 質的評価:DADP 計画・実施作業部会は毎年 5-6 月頃に、各県が策定した DADP の質的な評価を DADP 質的評価フレームワークに基づいて実施している。(タンザニア会計年度は 7 月から開始)

3)成果及び活動

成果 1: DADP 計画・実施作業部会、NFT 及び州が各県に対して実施する戦略的な DADP の計画策定、実施、モニタリングに関する支援活動が強化される。

<指標>

1. DADP ガイドライン、研修教材、及び報告書フォーマットがパイロット県での教訓に基づいて、適切な時期に改訂される。
2. 優良事例集やマニュアル等の成果物が NFT を通じて DADP 実施サイクルに沿った適切な時期に全ての州に配布される。
3. 情報・知見・教訓を共有するための活動の数が増加する。
4. 民間セクター参画のための環境整備に向けた提言が ASDP 関連会合で協議される。

【活動】

- 1-1. DADP 計画・実施作業部会の TOR 及び年間活動計画(年間技術支援計画を含む)を改訂する。
- 1-2. 戦略的・包括的 DADP の概念と内容を説明する指針書を、DADP 優良事例集の詳細分析及び DADP 質的評価の結果に基づいて、作成する。
(以下は、活動 2-1 から 2-5 の結果に基づいて行われる。)
- 1-3. DADP ガイドラインを改訂する
- 1-4. DADP の計画策定・報告書作成・データ分析に関する指導者研修を行う。
- 1-5. 年間の技術支援活動を実施する。
- 1-6. DADP 質的評価を実施する。

- 1-7. DADP 個別事業の報告書及びデータ管理についてのガイドラインを作成する。
- 1-8. DADP の計画策定・実施・モニタリング及び報告について、情報・知見・教訓を共有するための活動(セミナー、スタディーツアー、パンフレット作成等)を行う。
- 1-9. DADP への民間セクター参画のための環境整備に向けた提言を取りまとめる。
- 1-10. その他、DADP 計画・実施作業部会及び首相府地方自治庁農業セクター調整ユニットが必要とする関連活動を行う。

成果 2:パイロット県の DADP が、NGO を含む民間セクターと連携した取り組みを通じて、戦略的かつ包括的になる。

<指標>

1. パイロット県の DADP が DADP 質的評価において、戦略性、包括性及び民間セクター参画に関して YY 点以上の得点を得る。
2. パイロット県において、DADP 計画策定プロセスに民間セクターが参加する。

【活動】

- 2-1. 集中的な支援を行うパイロット県を選定する。(選定基準設定を含む)
- 2-2. 以下の事項をカバーして、パイロット県における戦略的・包括的 DADP の計画策定(パイロット事業の選定を含む)のための技術支援を計画・実施する。なお、パイロット事業は、バリューチェーンに沿った民間セクター巻き込みの観点により、パイロット県における DADP の個別事業群の中から選定される。
 - a) 経済成長・食料安全保障・優先作物等の観点及びベースライン・データに着目
 - b) DADP 計画策定プロセスにおける民間セクターの参加促進及び調整
 - c) 民間セクターのニーズ及び参画可能性の評価
 - d) 民間セクターとの連携を強化したパイロット事業の個別事業計画書作成
 - e) DADP の戦略性及び包括性
- 2-3. 農民組織強化及び民間セクターの巻き込みに焦点を当てたパイロット事業の実施に向けた技術支援を計画・実施する。
- 2-4. パイロット事業の報告及びデータ管理に向けた技術支援を計画・実施する。
- 2-5. パイロット県における優良事例や教訓について取りまとめる。

(注 1)各指標のベースライン値及び目標値、その詳細な測定方法については、活動開始後、6ヶ月を目処に定める予定。

(注 2)各県は県全体の農業開発計画としての DADP とともに、各個別事業にかかる事業計画書(達成目標、投入・活動内容等を含む)を策定することになっている。

4)プロジェクト実施上の留意点

- ① フェーズ1プロジェクトでは DADP の計画策定・報告にかかる仕組みや関係者の能力向上を図り、その最終段階では DADP ガイドライン(以下、ガイドライン)にバリューチェーンアプローチを盛り込み(改訂)、バリューチェーンに関係する民間セクター等関係者の巻き込みが重要であることが認識されるに至っている。2012/13年度 DADPについては、ガイドラインに従って優先作物を選定し、バリューチェーン(生産投入財の購入等の生産前段階、生産段階、収穫後処理・販売等の段階まで)に沿って課題に対処するための投資・活動計画(DADP 個別事業)を策定していくことが求められている。しかし、DADP における戦略性(中長期的計画、優先作物への重点的投入など)、包括性(政府予算以外の資源・プレイヤーの巻き込み、民間セクター巻き込み、他セクターとの連携など)の重要性については広く認識されているものの、それらを具体的にどのように計画し実現していくかという実践的な取り組みについては始まったばかりであり、本プロジェクトを通じて関係者の意識改革を含めて地道な取り組みが求められる。
- ② こうした状況を踏まえて、本プロジェクトは、より戦略的・包括的な DADP、特に DADP における民間セクターの巻き込みを促進することを目指す。そのためにパイロット県を選定し、その中でパイロット事業を選定(民間セクターの巻き込みが想定されるもの)し、パイロット事業の実施を通じて優良事例を創出する(成果 2)。そこから得られた教訓をガイドライン改定などの制度枠組みの改善や各種教材開発などに反映したり、各種セミナーやスタディーツアー実施など通じて情報共有を促進していく(成果 1)。これらの成果を踏まえて、全国の県において、より戦略性・包括性の高い DADP の計画策定・実施を実現していく(プロジェクト目標)ことを目指している。戦略性、包括性、民間セクターの巻き込みの意味するところの詳細は、ガイドラインやDADP 質的評価の評価基準において定め、計画面における向上の度合いは DADP 質的評価の実施を通じて全国レベルでモニターすることを想定している。
- ③ カウンターパート:本プロジェクトは、ASDP の制度枠組みの下で実施されることに留意が必要である。具体的には、ASLMs の中でも、各作業部会を統括する立場にある農業・食料保障・協同組合省政策計画局長との緊密な協議・調整を行いつつ、DADP 計画・実施作業部会を主たるカウンターパートとして実施する。各県に対する具体的な支援活動(パイロット県に対する支援を含む)については、NFT や各州の農業担当官がその役割を担うことから、その能力向上に留意して実施する必要がある。

- ④ DADP 計画・実施にかかる年間活動サイクル:ガイドライン等の改定、各県に対する計画策定のための支援活動、DADP 質的評価、実施・報告にかかるモニタリング等を含む DADP 計画・実施にかかる年間活動サイクルは既に確立されている。これらの活動サイクルはタンザニアの会計年度や全体予算策定スケジュールとも関連することに留意しつつ、時期を逸することなく、また、中央及び地方政府職員の業務負荷等を勘案しながら、ガイドライン等の改定、各種研修・セミナー等を計画・実施していくことが求められる。
- ⑤ DADP 個別事業実施によるアウトカムの把握:フェーズ1で作成したDADP 優良事例集は、民間セクターや NGO の巻き込み等の面で幾つかの優良事例が存在することを示したが、同時にベースラインや達成度を示すデータの欠如が著しいことが明らかになった。フェーズ1プロジェクトでは、ドナー・政府の要請に応じて、個別事業レベルのアウトカム収集様式を作成し導入することを支援したが、当初の達成度設定やそのデータ収集・測定方法にかかる能力強化が不十分であったことから、試行錯誤が続いている。本プロジェクトの実施を通じて、DADP における個別事業の管理全般についても支援し、その中でデータ(投資規模・内容、活動内容・結果、受益者数、収量、単収増など)の把握についても向上を図ることが重要である。こうした報告及びデータ管理が向上することにより、上位目標の指標としているような各種データが蓄積され、ASDPを通じた開発効果を適時に示していくことが可能になる。
- ⑥ 他ドナー・機関の動向:3(9)2 にて既述の CIP 策定の動きについては、既にそこからの教訓を踏まえて DADP におけるバリューチェーンアプローチ、優先作物選定の考え方が採用されている。また、小規模産業開発機構(Small Industry Development Organization:SIDO)は、農産物加工推進にかかる活動を地方レベルで実施している。また、MIVRAF(AfDB 及び IFAD)によるマーケティング支援も行われている。また、官民連携による農業開発推進イニシアティブである SAGCOT が実施に移されつつある。これらの DADP に関連する活動の動向やその影響を注視しつつ、各県がこうした動きを含めて、ASDP 予算だけによらない包括的な DADP の策定・実施ができるよう支援していくことが重要である。さらに、本事業を通じて得られる現場(地方)レベルでの取り組みやインパクトについて中央レベルに発信していくことが重要である。
- ⑦ 実施環境の変化に対する柔軟な見直し:ASDP は 2013 年 6 月に終了予定であり、現在 ASDP フェーズ 2 に係る議論(農業の商業化、民間セクターの巻き込み、食

料保障・栄養保障などが主な焦点)が進みつつあるが、本プロジェクトは ASDP フェーズ 2 の実施を前提に行うものである。また、地方自治体の数が約 150 に増加することが予定されていること、県農業畜産開発事務所が、農業、畜産に分割されることが予定されていること等を踏まえて(いずれも具体的な実行時期は不明)、こうした実施環境の動向・変化を注視し、必要に応じて柔軟な対応につき検討する必要がある。

(2) その他インパクト

ASDP 及び農業セクターにおける多様なプレーヤーの出現により、それらの間での調整(Coordination)を如何に図っていくかが政府・ドナーの間で課題として認識されているが、本事業を通じて、特に地方レベルでの調整が促進されることが期待される。

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1) 事業実施のための前提

特になし。

(2) 成果達成のための外部条件

- ・ 州や県に対する DADP 予算の配賦が適時に行われる。
- ・ 州及び県の行政機構の再編等がプロジェクトの活動に悪影響を与えない。
- ・ パイロット県における県行政の協力が十分に得られる。

(3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 全国の県が中央からの指導・通達を積極的に理解・順守する。
- ・ 能力強化された NFT メンバーや州職員の多くが業務を継続する。

(4) 上位目標達成のための外部条件

- ・ DADP が、現在策定中の ASDP2 においても引き続き農業開発政策の重要な実施手段として位置付けられる。
- ・ 一般的なビジネス環境が改善し続ける(首相府が推進する「投資環境改善ロードマップ」による取り組みなどを通じて)。
- ・ 気候(少雨、旱魃など)や経済環境(農産物価格、肥料等の投入財、燃料価格の高騰など)の大規模な変化が起こらない。

6. 評価結果

本事業は、タンザニアの農業開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

- ・フェーズ 1 プロジェクトにおける「重点モニタリング地域」の設定は有効な取り組み方法であった。同地域(州及び県)における試行やモニタリングを通じて、試行結果をガイドライン改定などに反映し、全国の DADP にかかる制度改善を行い、全国レベルでの DADP の質的な向上に貢献した。本プロジェクトにおいても、パイロット県における戦略的な DADP の策定、パイロット事業からの教訓をマニュアルや研修教材に反映するなどのフィードバックをカウンターパートに対して分かりやすい形で明確に示しプロジェクトの実施管理をしていく。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始から 1 年後まで	ベースラインの把握
事業中間時点	中間レビュー
事業終了 6 ヶ月前	終了時評価
事業終了 3 年後	事後評価

以上